

笠間芸術の森公園宿泊事業実証実験業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

笠間市が管理運営する県営「笠間芸術の森公園」において、未開園エリアの活用や既存施設のさらなる魅力向上を図るため、ワーキンググループでの検討や民間事業者へのサウンディング等を実施してきました。今後、魅力向上策の検討を進めるにあたり、具体的な利用者ニーズや事業の実現性について把握するために実証実験等による調査を実施することとなりました。

今回の実証実験では、ムラサキパークかさまを核とした東エリアで宿泊事業を実施し、集客性や採算性、利用者ニーズの把握、既存施設の活用可能性の検討など、宿泊機能の導入可能性調査を実施するものです。

(実験の意義)

- 事業者：
- ・利用者ニーズ（年代、居住地、満足度、課題等）、立地、採算性等の確認
 - ・官民連携事業を実施する場合の参加判断材料の確認
 - ・実証実験で得た知識を市と共有し、リスク分担等の条件面を事前に確認

- 市：
- ・キャンプの潜在的需要や市場性の検証
 - ・公園におけるあらゆる宿泊形式のニーズ調査
 - ・事業者目線での「公園の使い勝手」「利用者動線」等のニーズや課題を把握し、官民連携事業の実施を検討
 - ・実験結果を県と共有し、官民連携事業の検討材料
 - ・今後の官民連携事業を盛り上げる機運の醸成

2 事業概要・要求事項

(1) 宿泊サービスの提供

公園東エリア（未開園エリアを除く）において、宿泊事業を展開し、宿泊体験を提供してください。

※事業者は、1事業者（2事業者以上での共同企業体も可）とします。

業務名	5市単(都計)第20-52号 笠間芸術の森公園宿泊事業実証実験業務委託
業務期間	契約締結日の翌日から令和6年12月27日まで
予算上限額	2,000,000円（取引に係る消費税及び地方消費税相当額を含む） ※本価格は本業務の予定価格を示すものではなく、予定価格は別途設定する。
実施時期	3日以上（連続しなくても可） ※令和6年12月までに事業完了及び報告書を提出してください。 ※実施する時期は、事業者の自由な提案によることとします。
実施場所	笠間芸術の森公園ムラサキパークかさま内（別添1_公園平面図参照） ※公園内で開催されるイベント等により制限されることがあります。 （別添2_笠間芸術の森公園概要資料参照）

実施内容	あらゆる宿泊形式のニーズを把握するため、幅広い宿泊形式としてください。 ・オートキャンプ、コンテナ（ムラサキパークかさま内既存施設の1階）は、必ず実施すること。※日帰りキャンプは除く ・そのほかの宿泊形式の追加提案は自由とする。 例）グランピング、トレーラーハウス、コテージ、ブッシュクラフト等
参加者 募集方法	事業者により募集・受付してください。 ※参加者の募集においては、市や公園管理者のHP・SNSの活用も可能です。

(2) 自主事業の企画・実施

実施期間中は、公園敷地内を活用し、参加者向けに自主事業を企画・実施できることとします。ただし、県営都市公園で実施するのにふさわしいものであるものとしてください。また、実施前に事前に市と協議のうえ実施してください。

(3) アンケート調査の実施

参加者に対し、アンケート調査票を配布・回収し、感想や意見・要望などを取りまとめてください。

(4) 実施報告書の作成

事業終了後、下記の事項を実施報告書に記載してください。また、市から事業者へのヒアリング調査にご協力ください。

- ・実験実施概要
- ・申込件数
- ・宿泊参加者属性
- ・参加者へのアンケート調査
- ・宿泊利用に関する課題
- ・事業者からの要望・所管
- ・その他市が必要とするもの

(5) その他事項

- ・公園内東エリアの核となるムラサキパークかさまを中心とした宿泊事業を実施してください。
- ・宿泊費・食事・イベントの講師・材料代などの費用については、参加者から費用の徴収を可能とします。
- ・荒天により利用者の危険が想定される場合には、中止、もしくは延期としていただく場合があります。
- ・実証実験中は、夜間（公園閉園後）も含め、常時、責任者を配置してください。
- ・提案内容は、具体性があり実現性可能なものとしてください。
- ・公園開園時間外その他エリアへの不当な侵入や、実証実験中の事故、トラブル等がないよう、安全対策を適切に実施してください。

3 公園の利用条件

(1) 利用時間

開園時間：午前 8 時 30 分（ムラサキパークかさま：平日 12 時、土日祝日 10 時 30 分）

閉園時間：午後 5 時 00 分（ムラサキパークかさま：平日・土曜は 21 時、日曜・祝日は 20 時）

※参加者の参集・解散は開園時間内としてください。

※原則閉園時の入退園はしないようにしてください。ただし、緊急事態が発生した場合は、この限りではありません。

(2) 消灯について

公園内は、閉園後は完全消灯されます。参加者の安全確保のため、当該エリアの安全確保は事業者にて実施してください。ただし、閉園後に自主事業を実施したい場合には、既存照明の使用も可能です。その際は、事前に市と協議してください。

(3) 火気の使用について

火気の使用については、提案により指定した場所でのみ使用可能としますので、事前に市と協議してください。また、防火・防災対策を徹底し、火事が起きないように注意してください。

また、花火等については、参加者個人で行うものは禁止しますが、事業者が企画して行うものは可能とします。

(4) インフラの使用について

多目的広場への下記インフラ設備については、公園管理者にて負担します。それを超える整備については、事業者にて負担してください。なお、具体的な内容については、市と協議のうえ決定することとします。

- ・電気設備：13 サイト分の電源設備（各サイト 3A 程度利用可）

- ・水道設備：流し台 2 台（給排水管の整備を含む）、仮設トイレ（男女各 1 基）

(5) 緊急時の対応について

天候の激変や突発的な事象が発生した場合は、市の指示により事業者にて参加者の避難誘導等を行ってください。

(6) 連絡体制について

事業者は実施期間中いつでも連絡が取れるよう、連絡体制及び参加者名簿を作成の上、市に提出してください。

(7) その他

その他不明な点がありましたら市との協議により決定することとします。

4 費用負担

(1) 実証実験の実施に伴う費用については、市から上限 200 万円の業務委託料をお支払いいたします。それを超える費用については、事業者にて負担してください。

また、事業終了後、実績報告に基づき業務委託料を精算するものとします。

(2) 使用する公園内の施設や土地の使用料は免除します。

(3) 実証実験による芝生等損傷については、通常の公園利用程度内での損傷についての原状回復は、市にて実施します。ただし、故意または重大な過失と認められる損傷があれば復旧にかかる費用を事業者に対して請求する場合があります。

(4) 実証実験の実施において、行政手続等が必要となる場合は事業者が行うものとします。

5 応募資格

対象者は、次に掲げる条件を全て満たす者とする。

- ①地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当していない者及び同条第2項の規定に基づく笠間市の入札参加制限を受けていない者であること。
- ②民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項若しくは第2項の規定に基づく再生手続開始の申立てがされている者又は会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項若しくは第2項の規定に基づく更生手続開始の申立てがされている者でないこと。
- ③笠間市暴力団排除条例（平成23年笠間市条例第26号）第2条第1号若しくは第3号に規定する者又は次に掲げる者でないこと。
 - ア 暴力団員が事業主又は役員となっている者
 - イ 暴力団員以外の者が代表取締役を務めているが、実質的には暴力団員がその運営を支配している者
 - ウ 暴力団員であることを知りながら、その者を雇用し、又は使用している者
 - エ 暴力団員であることを知りながら、その者と下請契約、資材、原材料等の購入契約を締結している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に経済上の利益や便宜を供与している者
 - カ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会通念上ふさわしくない交際を有するなど社会的に非難されるべき関係を有している者
- ④公告日から契約締結日までの間に、笠間市建設工事請負業者指名停止等規程に基づく指名停止又は笠間市建設工事暴力団排除対策措置要綱に基づく指名除外等の措置を受けている期間中でないこと。
- ⑤本店所在地（笠間市との契約を委任している支店又は営業所がある場合には、その所在地）における市区町村税に未納がないこと。

6 参加表明書提出

- (1) 提出期限 令和6年7月19日（金）午後5時必着【郵送の場合は当日消印有効】
- (2) 提出先 「16 担当部署」に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送

※ 持参による提出の場合の受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。

※ 郵送による提出の場合は、封筒（会社名を記載してあるもの）に朱書きで「笠間芸術の森公園宿泊事業実証実験参加表明書在中」と明記し、收受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる書留等の方法によるものとする。

- (4) 提出書類

- ア プロポーザル参加表明書（様式1）
- イ 機密保持誓約書（様式2）
- ウ 市区町村税の納税証明書の写し

※ 納税証明書については、本店の所在地（笠間市との契約を委任している支店及び営業所がある場合はその所在地）における、証明年月日が公告日以降の市区町村税の未納のないことを証明するもの（様式のない市町村においては、当年度及び前年度分の納税証明書）を提出すること。

7 質問の受付及び回答

- (1) 受付期間 令和6年7月8日（月） 午後5時必着
- (2) 提出先 「16 担当部署」に同じ。
- (3) 提出方法 質問書（様式3）を電子メールにより提出すること。
※ 電子メールの件名は「笠間芸術の森公園宿泊事業実証実験業務委託質問書」とすること。
※ 受信確認のため、電話にて提出した旨を連絡すること。
- (4) 回答日 令和6年7月12日（金）
- (5) 回答方法 質問に対する回答は、一括して笠間市ホームページにて公開する。
※ 個別回答は行わない。

8 提案書等の提出

- (1) 提出期限 令和6年7月26日（金） 午後5時【郵送の場合は当日消印有効】
- (2) 提出先 「16 担当部署」に同じ。
- (3) 提出方法 持参又は郵送
※ 持参による提出の場合の受付時間は、祝日を除く月曜日から金曜日の午前9時から午後5時までとする。
※ 郵送による提出の場合は、梱包した外側に朱書きで「笠間芸術の森公園宿泊事業実証実験提案書在中」と明記し、收受のトラブルを未然に防ぐため、必ず受取日及び配達されたことが証明できる書留等の方法によるものとする。
- (4) 提出資料
 - ア 企画提案書（様式4）
 - イ 企画説明書（任意様式）
 - ウ 経費内訳書（様式5）
 - エ 計画スケジュール表（任意様式）
- (5) 提出部数
 - ・ 提案書（アからオを左上で綴ったもの） 1部
 - ・ 提案書電子データ（PDF形式）※ 電子データの提案書は審査に用いるため、全ての書類において会社名等の特定できる記載は一切行わないこと。
※ 電子データはCD-Rで提出すること。
- (6) 現地視察
現地視察が必要な場合は、「16 担当部署」に申し出ること

9 審査方法等

- (1) 審査方法 審査委員会においてプレゼンテーションを実施し、審査します。
- (2) 日程 後日、別途通知します。
- (3) 会場 後日、別途通知します。
- (4) 審査基準 別紙1「提案書評価基準」に基づき評価を行います。

1 0 選定及び審査結果の通知・公表

- (1) 審査委員会に置いて、評価された点数を基に、総合評価点の高い順に順位を決定し、最高得点の提案者を契約候補者とし、第2位を次点候補者とします。
- (2) 審査結果については、提案者に書面で通知するとともに、笠間市ホームページに掲載します。
・公表事項（契約候補者及び提案者総数）

1 1 契約候補者の決定方法

- (1) 「6 選定及び審査結果の通知・公表」において特定した契約候補者から見積書を徴し、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行います。
- (2) 契約は、プロポーザルの内容・価格等に準拠して、締結されるものとします。
- (3) 契約候補者との契約が成立しない場合は、次点候補者から見積書を徴することとします。
- (4) 評価点が50点未満となった場合は、契約候補者としません。

1 2 スケジュール

- | | |
|------------------|---------------|
| (1) 公告 | 令和6年6月24日（月） |
| (2) 質問受付期間 | 令和6年7月8日（月） |
| (3) 質問回答 | 令和6年7月12日（金） |
| (4) 参加表明書提出 | 令和6年7月19日（金） |
| (5) 提案書提出 | 令和6年7月26日（金） |
| (6) プレゼンテーション・審査 | 令和6年8月6日（火）予定 |
| (7) 結果通知 | 令和6年8月上旬予定 |
| (8) 契約締結 | 令和6年8月下旬予定 |

1 3 著作権及び提出書類等の取扱い

(1) 著作権

提出された企画提案書は、提案者に帰属するものとする。なお、第三者に帰属する著作権（既存公知のキャラクター等）の使用の責は、使用した提案者に全て帰するものとする。

(2) 企画提案書類等

市は、本プロポーザルに関する公表、展示及びその他市が必要と認めるときは、提案者の承諾を得ずに企画提案書並びに、提案目的物の概要図及び構造図を無償で使用できるものとする。

1 4 失格事項

本プロポーザルの提案者若しくは提出された提案書が、次のいずれかに該当する場合は、その提案は失格とする。

- (1) 提案書の提出期限、提出先、提出方法に適合しないもの。
- (2) 提案書の作成形式及び記載上の留意事項に示された要件に適合しないもの。
- (3) 提案書等提出期限後に経費内訳書の金額に訂正を行ったもの。
- (4) ヒアリング等に出席しなかったもの。
- (5) 虚偽の申請を行い、提案資格を得たもの。
- (6) 参考見積書の金額が、予算上限額を超過したもの。
- (7) その他失格とするに足る事実が明らかになった場合。

1 5 その他留意事項

- (1) 提出書類に虚偽の記載をした場合は、提出書類を無効とするとともに、指名停止措置を行うことがある。
- (2) 提出書類は返却しない。
- (3) 書類の作成、提出及びその説明に係る費用は、提案者の負担とする。
- (4) 提出書類等の作成に用いる言語は日本語、通貨は日本国通貨、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (5) 参加表明書又は提案書の提出後、参加を辞退する場合は、速やかに辞退届（様式6）により、「16 担当部署」へ通知すること。
- (6) 本プロポーザルにおいて知り得た笠間市の事業等の内容については、守秘義務を課すものとする。また、提案が終了した後は、コピーを含めて責任をもって廃棄すること。
- (7) 本プロポーザルの関係者に対して、提案期間において、本プロポーザルの内容及び関連することについての接触を禁止する。

1 6 担当部署（提出及び問合せ先）

- (1) 住 所 〒309-1792 茨城県笠間市中央三丁目2番1号
- (2) 担当者 笠間市 都市建設部 都市計画課 担当 中口
- (3) 電 話 0296-77-1101（内線588）
- (4) 電子メール toshi@city.kasama.lg.jp

提案書評価基準

本プロポーザルにおける各提案者の評価は次の評価点の合計点（満点 100 点）により特定するものとする。

・審査委員会委員による評価点（満点 100 点）

※なお、配点項目毎の点数は、小数第 2 位を四捨五入し、少数第 1 位までとする。

1 審査委員会委員による評価点

(1) 評価項目・配点

評価項目	評価の着目点	配点
事業目的の理解度	本事業の目的を十分に理解し、的確に反映された提案内容となっているか。	20
提案内容	独創性のある提案内容となっているか。	10
	積極的な自主事業の提案となっているか。	10
	周辺エリア（公園内外を含む）と連携した提案となっているか。	20
	今後の展望性が期待される内容となっているか。	20
実施運営体制	事業を実施するために必要かつ十分な実施運営体制となっているか。	20
小 計		100

(2) 評価採点（係数）

A：優れている（×1.0） B：やや優れている（×0.75） C：普通（×0.5） D：やや劣る（×0.25） E：評価できない（×0.0）
--

(3) 採点方法

区分	採点方法	評価点
審査委員会委員による評価点	6 人の評価点を評価項目毎に平均し、100 点満点に換算	100 点